

会議録

1 附属機関の名称

犬山市通学路安全対策連絡協議会

2 開催日時

令和 8 年 7 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

3 開催場所

市役所 2 階 205 会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 松井愛子、丹羽孝浩、瀬上圭太、小竹摩記、古野敬介、高矢勝臣、
稲山達也、内藤幹夫（伊藤雅史委員代理）、藤原英智、吉野勲、
高橋秀成、野木森茂博
- (2) アドバイザー 磯部友彦
- (3) 事務局 勝村教育長、加藤教育部長、西村学校教育課長、
星野学校教育課主査補

5 協議事項

- (1) 犬山市の通学路対策について
- (2) 犬山市通学路交通安全プログラムについて
- (3) 犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について
- (4) 令和 8 年度通学路改善要望スケジュールについて
- (5) 令和 8 年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について

6 傍聴人の数

0 人

7 内容

事務局：

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今より、令和 8 年度第 1 回犬山市通学路安全対策連絡協議会を開催いたします。

私は、本日の司会進行をつとめさせていただきます、犬山市教育委員会学校教育課長の西村と申します。よろしくお願いいたします。

皆様には、本協議会への委員就任を、快くお引き受けいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

委嘱状につきましては本来、手渡しするべきですが、会議の進行上あらかじめ皆様のお手元におかせていただきました。任期につきましては、今年度末までとしておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日、公務等の理由により犬山警察署交通課長佐々木委員、愛知県一宮建設事務所道路整備課長伊藤委員が欠席となっております。

なお、代理として一宮建設事務所から道路整備課内藤様が参加されています。
本協議会は、犬山市内の通学路における児童・生徒の交通安全及び防犯・防災上の安全を確保することを目的として、その対策を進めるため設置、開催するものです。

なお、本協議会の設置については、犬山市通学路安全対策連絡協議会規則で規定しております。

また、本協議会は附属機関に位置づけられており、委員会は基本的に公開し、傍聴が可能となります。本日傍聴人はいません。また、会議録が市ホームページへの掲載となります。会議録には、附属機関の長が指定した者2人以上の署名を得るものとなります。
会長については、犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第5条により、PTA連合会代表にお願いすることになっております。

それでは、本年度会長を務めていただく松井会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

松井会長：

～松井会長あいさつ～

事務局：

ありがとうございました。会長については、PTA連合会代表の松井様、副会長は、小中学校校長会代表として丹羽様にお願いいたします。また、委員の方は、会長、副会長、11名で構成させていただいております。

なお、昨年に引き続き、中部大学の磯部名誉教授に本協議会のアドバイザーになっていただいております。アドバイザーの方は、通学路の安全対策やその仕組みについてご助言をいただく立場で、適切なお助言をいただいております。よろしくお願いいたします。

さて、今回第1回ということで、議事に入ります前に、本日は今任期初めての会議でありますので、委員の皆様簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

本日、代理で出席いただいている方もいらっしゃいますが、あわせてお願いします。

副会長の丹羽委員より順番に自己紹介をお願いします。

委員：

～各委員 自己紹介～

事務局：

ありがとうございました。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

- 1 犬山市通学路安全対策連絡協議会次第
- 2 令和8年度犬山市通学路安全対策連絡協議会委員名簿

- 3 犬山市通学路安全対策連絡協議会規則
- 4 資料1 犬山市の通学路対策について
- 5 資料2 - 1 犬山市通学路交通安全プログラムについて
- 6 資料2 - 2 犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について
- 7 資料3 令和8年度通学路改善要望スケジュールについて
- 8 資料4 令和8年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について

資料の不足や乱丁がございましたら、事務局により交換をさせていただきますので、お申し出下さい。

それでは議事に入りますので議事進行については、犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、松井会長にお願いいたします。

松井会長：

規則に基づき、私が議事進行をさせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしく願いいたします。

まずは、先ほど事務局より説明のあった会議録の署名は、丹羽委員と小竹委員にお願いします。

それでは、会議に入ります。次第に従いまして進めさせていただきます。

協議事項(1)「犬山市の通学路対策について」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料1「犬山市の通学路対策について」を説明

松井会長：

それでは、協議事項(1)「犬山市の通学路対策について」のご質問ご意見はありませんか。

(発言なし)

松井会長：

ありがとうございます。続きまして、協議事項(2)「犬山市通学路交通安全プログラムについて」、協議事項(3)「犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料2 - 1「犬山市通学路交通安全プログラムについて」、資料2 - 2「犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について」を説明

松井会長：

それでは、協議事項(2)「犬山市通学路交通安全プログラムについて」、(3)「犬山市通学路

交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について」についてご質問ご意見はありませんか。

(発言なし)

松井会長：

ご質問はないようですので、土木管理課長の野木森委員から市道に関して補足があればお願いいたします。

野木森委員：

市道について、昨年度の実施状況と今年度の実施予定をご説明します。

令和7年度は1,320万円の予算をいただき、4つの学区の施行を行いました。今井小学校区では対策予定箇所一覧の15番、市道今井55号線で路面標示を行い、28番、市道犬山今井上線ではカラー舗装を行いました。次に城東小学校区では対策予定箇所一覧の25番、市道善師野117号線で坂道にガードパイプの設置を行いました。次に楽田小学校区では24番、市道楽田東141号線、楽田小学校の東の交差点にカラー舗装を行いました。次に東部中学校区では32番、市道富岡荒井線でカラー舗装を実施しました。

令和8年度は1,170万円の予算をいただきました。対策予定箇所一覧の27番、市道塔野地71号線、城東小学校区では、カラー舗装とグリーンベルトを実施予定です。続いて29番、30番の楽田小学校区の市道楽田東45号線と市道楽田西51号線にカラー舗装を実施する予定です。次に34番、市道羽黒東314号線、東部中学校区になりますが、こちらもカラー舗装を実施予定です。現在設計を進めており8月に工事発注を行い、施工業者が決定したら順次施行を行っていきます。また現場の状況を見て今後もできる限りの対策ができるよう勧めていきたいと思っております。

松井会長：

ありがとうございます。県道についても一宮建設事務所の内藤様からお願いします。

内藤委員代理：

県道の関係について説明させていただきます。

対策予定箇所一覧の3番と4番は防護柵を設置しました。犬山西小学校区の県道一宮犬山線、羽黒小学校区の県道春日井各務原線で実施しました。2番ですが、東部中学校、池野小学校区、県道多治見犬山線で昨年度から用地買収をしていますので、道路の拡幅を今年度より工事着手予定です。

松井会長：

ありがとうございます。その他ご質問、ご意見はありませんか。

続きまして、協議事項(4)「令和8年度通学路改善要望スケジュールについて」、協議事項(5)「令和8年度通学路安全施設新設・改修要望箇所一覧表について」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料3「令和8年度通学路改善要望スケジュールについて」資料4「令和8年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について」について説明

松井会長：

協議事項(4)、協議事項(5)についてご質問ご意見はありませんか。

瀬上委員：

資料2-2で令和8年度の対策予定箇所が5件となっていますが、今年度は5件のみの実施予定ということで、今後増えることはないということですか。

事務局：

現在決まっているものが5件です。状況を鑑み、実施できそうな場所があれば5件より増える可能性もあります。

松井会長：

他にご意見、ご質問はありますか。

丹羽副委員長：

今後、緊急で通学路に対する要望が出た場合はどのような経路で要望を提出すればよいですか。

事務局：

基本的には学校でとりまとめを行い、年度末に要望書を提出していただく流れになっていますが、緊急の場合ということですか。

丹羽副委員長：

例えば通学路で、側溝のふたが老朽化し、外れかけている箇所があります。それを見つけた場合、地域から学校に、危ないのではないかと連絡があります。そういう場合、通学路として学校側が要望を上げるのか、各地区の土木常設員から要望を上げてもらうのか、もしくは両方から要望を上げるのか、どうしたらよいですか。

野木森委員：

土木管理課から説明をさせていただきます。ケースバイケースにはなるのですが、側溝のふたが割れているという通報が入った時点で緊急性が高いので、土木管理課としては土木常設員さんからの連絡を待たずに動くケースが多いです。たまにあるのが、割れかけなので直してほしいという要望です。そのような場合は、学校からその地区の土木常設員さんを通して要望が上がってくるケースもあります。なので、緊急度にもよるかと思いますが、土木管理課も電話が入るとまず見に行くという体制をとり、そこで緊急かどうかを判断しています。なので、今回の回答としてはケースバイケースという形になります。

事務局：

補足をさせてください。学校では緊急度の判断がつきかねるような場面もあろうかと思います。その際は、市教委の方に連絡をいただければ施設担当が、土木と連携して、情報共有することも可能です。こちらの方に連絡をいただいても大丈夫ですので、よろしくお願いします。

松井会長：

ありがとうございます。それでは、せっかくお集まりいただいたので、通学路の安全対策についてご意見などはありませんか。

(発言なし)

松井会長：

それでは最後に、議事全体について、アドバイザーの磯部先生からご意見をいただきます。

磯部アドバイザー：

私からは大きく3点、話題提供をさせていただきます。

1 つ目です通学路というのは難しい定義で、法定通学路、指定通学路は一般の人からしたら知らない世界です。一般の人が知っているのは単なる道路です。単なる道路は、ルールを守れば誰が通っても良いです。そういうところを通学路として使っているだけの話ですから、通学路だけの要望ですべてが問題解決できる訳ではないです。みんなが通る道であるということを前提として、通学路の安全とか快適性よくする方法を考える必要があると思っています。

2 つ目です。今年度は、地域の交通に関して、非常に画期的な年です。まず4月から、自転車の取り締まりのルールが変わりました。そもそものルールは大きく変わっていませんが、取り締まりのルールが変わっています。ルールの適用が16歳以上なので、小中学生は関係ないという訳ではありません。自転車のルールや使い方は小さいときから指導をしないと身につかないので、児童・生徒が安全な運転をするよう、ルールを教える責任があります。

また、9月から生活道路の法定速度が30キロ規制になります。生活道路というと幅が5.5メートル未満でセンターラインがない道路で、全国の道路の大きな割合を占めています。法定速度と規定速度の違い何かというと、規制速度は、速度の標識を立てます。法定速度になると、標識がいりません。なので、ある日突然に30キロ制限になるということです。

これは通学路の関係で言えば嬉しい話です。今までちょっとしたスピードでも危険だと、そういう通学路要望がたくさんありました。それが1つ、解決方向に向かっています。平成24年ごろから愛知県だけではなく、全国で通学路対策をやってきました。我々の研究者も、スピード要請をどうするか、物理的に道を狭くするかなど、色々な対策を考えてきましたが、法定速度30キロというのはすごいです。当然ながら、これも皆さんの理解がないとうまくいきません。法定速度30キロになるということは、決して通学路のためだけではないです。住宅街が静かになる、事故が減るなど良いことがたくさんあります。そういうことは皆さんご理解していただけたらと思います。

また、このような会議の中で、30キロなんて嫌だねということを言ってしまったら元も子もなくなってしまいます。30キロ大歓迎、これによってすごい良くなったという風になればよい

なと思いますので、ぜひ9月から地域の交通がどんな風に良くなったかという部分をしっかり見てほしいと思います。

3つ目です。世の中にはいろいろな境界線があります。道路だと国道、県道、市道があり、その関係性もなかなか難しいです。

学校関係で言いますと、学校の中と外の違いがあります。最近、働き方改革の話で、先生たちの仕事も調整しなければいけないという中で学校の外の道路のことまで関係あるのかというような意見もあるそうです。そういう時に、学校外の部分を地域で見守り、問題を考えることが大事ななと思います。先ほど、街路樹という話がでましたが、樹木全般についての問題かなと思います。道路があって横が民間の土地の場合、民間の土地から木が生えてきて、通行の邪魔をしていることが結構あります。通学路要望でも民間の土地の木や枝を切ってほしいという要望が結構出てきます。しかし、それは個人の財産ですので勝手に切ることはできません。

何が言いたいかと言いますと、境界線はあるけれどみんなで仲良く、地域を守っていくことが大切だということです。

以上です。ありがとうございます。

松井会長：

ありがとうございます。それでは、全ての議事が終了しましたので、これで議長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

事務局：

松井会長、どうもありがとうございました。最後に事務局を代表し、教育長の勝村よりご挨拶申し上げます。

教育長：

～教育長挨拶～

事務局：

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協議をいただきありがとうございました。

次回については、年明け1月に学校の要望を取りまとめさせていただいた段階と今年の実施状況などをご報告したいと思います。

それではこれをもちまして、令和8年度第1回犬山市通学路安全対策連絡協議会を閉会させていただきます。お氣をつけてお帰りください。

令和8年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名)

(署名)